

モトチャンプ杯東日本シリーズ 特別規則書 及び車両規則

赤字下線は変更または追加点



第1条

競技会の名称

モトチャンプ杯東日本シリーズミニバイク選手権

第2条

開催クラス

- 1) SP12
- 2) SP50
- 3) FP4-ST
- 4) FP4-50
- 5) M
- 6) MOTO-CP&OPEN

併催クラス

- 7) NSF100 HRCトロフィー
- 8) HRC GROM Cup
- 9) 4ST50CCスクーター
- 10) 4ST50CCミッション
- 11) FP4STビギナー
- 12) SPビギナー
- 13) その他

第3条

開催場所

有限会社サーキット秋ヶ瀬

〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保1099

TEL:048-855-7862

FAX:048-854-8280

<http://www.akigase.co.jp>

E-mail info@akigase.co.jp

第4条

開催日程

| | | | |
|------------|-------------|-------------|-----|
| 開幕戦 | 3月 | <u>3</u> 日 | (日) |
| 第2戦 | 5月 | <u>5</u> 日 | (日) |
| 第3戦 | <u>6</u> 月 | <u>9</u> 日 | (日) |
| 第4戦 | <u>7</u> 月 | <u>7</u> 日 | (日) |
| 第5戦 | <u>10</u> 月 | <u>13</u> 日 | (日) |
| <u>第6戦</u> | <u>12</u> 月 | <u>1</u> 日 | (日) |

第5条 主催者 及び 大会事務局

第3条 開催場所と同じ

第6条 大会役員

公式プログラムに記す

第7条 参加定員

参加台数が28台を超える場合は2クラスに分けて行われる。

また、参加台数が少数の時は開催を取りやめる場合がある。

第8条 参加資格

大会開催時有効のサーキット秋ヶ瀬のライセンスを所持し、健康でかつレースに出場するのに相応しい良識的判断のできる者とする。

第9条 申し込み受付

1) 開催日1ヶ月前から1週間前の日曜日まで。

現金書留郵便または直接、事務所受付窓口にて申し込み

2) 参加料

1) SP12 9000円

2) SP50 9000円

3) FP4-ST 9000円

4) FP4-50 9000円

5) M 9000円

6) MOTO-CP&OPEN 9000円

7) NSF100 HRCトロフィー 7000円

8) HRC GROM Cup 7000円

9) 4ST50CC-S 6000円

10) 4ST50CC-M 6000円

11) FP4STビギナー 6000円

12) SPビギナー 6000円

12) その他 ※開催が決まり次第の案内

※Wエントリーは（高額クラスの方に対して）+3000円

第10条 受理と拒否

1) 参加申込者に対して、大会事務局より参加の受理または拒否が通知される。

2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料は返還される。

3) 参加申込をした後に取りやめた者には参加料は返還されない。

第11条 延期、中止、及び変更に関する事項

大会主催者は大会の全部を延期または中止することができる。

この場合の参加費は全額返還される。

また、一部開催後の中止については参加費の返還は行われぬ。

なお、参加者はこれによって生じる損害について主催者に抗議する権利を保有しない。

第13条 公式車両検査

1) レース前には車両検査が行われる。この際、非合法な部分があり、それが技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中あるいはレース後にそれに関する疑義が生じた場合ペナルティーの対象となる。

2) ライダーは公式車検に立ち会わなければならない。

3) 下記クラスは定められた場所で装備重量計量が行われる。
(イーグルノーマル・イーグルオープン・74Daijiro)

第14条 タイムスケジュール（競技内容）

HPまたは大会会場掲示板、公式プログラムに記される。

第15条 スタート

スタンディングスタートとする。ウォームアップラップに間に合わない者はピットスタートとする。ピットロード出口より出走とし、第1コーナーを全車が通過後にオフィシャルの指示によりスタートする。

フライングした者に『PS（ペナルティーストップ）』ボードとゼッケンボードが提示される。直ちにピットインし、コントロールタワー下で一旦停止し、オフィシャルの指示で再スタートが可能となる。

第16条 ゴール

1位の者がチェッカー後、1分でレース全体を終了する。

完走者のみを入賞対象とする。（完走は規定周回数の2/3）

第17条 順位の設定

チェッカーを受けた順で決定する。コントロールラインを通過する際はライダーとマシンと一緒に通過しなければならない（手押し通過でもよい）

第18条 レースの成立

レースは1位の者が規定周回の2/3以上を周回した時点で成立となる。従って、2/3以上周回後の赤旗ははその前週の着順をもって成立とする。

2/3以前で中断した場合は以下のいずれかで再スタートまたは中止をする。

- ①中断前の順位・ペナルティー等すべて無効とし再スタートする。
- ②中断前週の順位によりスターティンググリッドを決定し、残り周回のレースを行う。
※①、②いずれの場合もサイティングラップを周回数として計算する場合がある。
- ③主催者が競技続行不可能と判断した場合は中断の前周をもってレース終了とする。この場合シリーズ対象決勝においてはポイント付与は半分（小数点以下四捨五入）とする。

第19条 再車検

レース終了後入賞車両を、車両保管する。また入賞車両はエンジンを分解し排気量を測定するほか、規定を超える改造などについて検査を行うことがある。参加者は車検長に従い分解し検査に出さなければならない、これに拒否する場合には失格となる。

第20条 ライダーの装備

出走するライダーは以下の装備を装着して走行しなければならない。又、著しく損傷しているものについては使用を認めない場合がある。

- ・ フルフェイスヘルメット
- ・ ツナギ、レーシンググローブ、レーシングブーツ ※皮製に限る
- ・ 脊椎パッド ※スーツに装着されているものを使用する場合は不要
- ・ ヘルメットリムーバー

第21条 抗議

参加者は自己が不当な処置をされたと考える時、競技長を経由して大会審査委員会あてに理由を明記した文面で抗議することができる。ただし、暫定結果に対しては20分以内とする。抗議に対する最終決定は大会審査委員会が下したものが最終結果となる。

抗議料：5000円

第22条

成績、賞典、賞典外措置

1) 下記の台数に応じて賞典を制限する。

| | | | |
|-----|-----|------|-------|
| ～ | 5台 | 1位のみ | 正賞・副賞 |
| 6～ | 7台 | 3位まで | 正賞・副賞 |
| 8～ | 9台 | 4位まで | 正賞・副賞 |
| 10～ | 11台 | 5位まで | 正賞・副賞 |
| 12～ | 台 | 6位まで | 正賞・副賞 |

※4ST50-Sは37秒台の記録でグリッド最後尾（TT・予選時）、
または賞典外（決勝時）とする。

2) 賞典の対象は決勝レースで完走したものに限る。

3) シリーズ対象

[SP12/SP50/FP4-ST/FP4-50/M/FN](#)

※NSF100 HRCトロフィー及びHRC GROM Cupはシリーズ対象外ですが、
グランドチャンピオン大会出場権を下記ポイントに沿って集計する。

| | 通常時 | 最終戦1.5倍 |
|-----|------|---------|
| 1位 | 20 P | 30 P |
| 2位 | 15 P | 23 P |
| 3位 | 12 P | 18 P |
| 4位 | 10 P | 15 P |
| 5位 | 8 P | 12 P |
| 6位 | 6 P | 9 P |
| 7位 | 4 P | 6 P |
| 8位 | 3 P | 5 P |
| 9位 | 2 P | 3 P |
| 10位 | 1 P | 2 P |

4) シリーズ表彰対象クラスは80%以上レースが成立した場合とする。

賞典・副賞については平均台数などに応じて決定される。

- 5) シリーズ対象全クラスにおいて全戦の合計とする。
同点の場合、上位入賞回数の多い者が上位とする。
- 6) 5項でも決定できない場合は最終戦の順位で決定する。
- 7) 6項でも決定できない場合はポイント獲得の早い順で決定する。

第23条 自動計測装置（トランスポンダー）

- 1) 参加者は出走時までこの装置を取り付けなければならない。
取り付けを拒否した場合は出走を認めない。
- 2) 返却はレース後1時間以内とする。
- 3) MYLAPS社製パーソナルトランスポンダー(カート用)の使用も可。

第24条 ゼッケン

各クラス年間固定とする。
シリーズ対象クラスで前年ランキング5位以内で引き続き同クラスに出場の場合はランキング順位の数字が割り当てられる。

ゼッケンの配色は目立つ色で自由とする。

第25条 ペナルティー

選手及びピットクルーは大会期間中本規則や大会委員の指示に従う事。
違反事項があった場合は以下のペナルティーを与える。

(ピットクルー違反のペナルティーは属する当該選手に対して行われる)

- ① 厳重注意
- ② 順位降格
- ③ 周回数減算
- ④ 失格
- ⑤ 出場停止

第26条 損害の補償

- 1) 参加者はレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。

以上